

天理市聴聞等の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 20 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第24号

天理市聴聞等の手続に関する規則の一部を改正する規則

天理市聴聞等の手続に関する規則（平成 7 年 3 月天理市規則第 3 号）の一部
を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「掲示」を「通知」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 5 月 21 日から施行する。